

- 1 計画等の案の名称  
第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画（素案）
- 2 参考資料の名称
  - (1) 第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画（素案）の概要
  - (2) アルコール健康障害対策基本法
  - (3) アルコール健康障害対策推進基本計画
  - (4) アルコール健康障害対策基本計画（第2期）【全体構成素案】  
※令和2年10月29日開催 第26回アルコール健康障害対策関係者会議 資料
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ（保健福祉部障がい者保健福祉課ホームページ）への掲載  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>)
  - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
    - ア 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（道庁6F）
    - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
    - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
    - エ 各保健行政室健康推進課及び各地域保健室健康推進課
- 4 意見等の募集期間  
令和2年（2020）12月4日（金）～令和3年(2021)1月4日（月）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（精神保健医療係）
  - (2) ファクシミリ 011-232-4068
  - (3) 電子メール hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp※ 録音テープ、点字の活用等、他の方法による提出を希望される場合は事前にご相談下さい。
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係

電 話 011-231-4111(内線 25-737)